

琵琶湖森林づくり県民税について

目次

項 目		頁
1	審議スケジュールについて	3-4
2	第22回税制審議会における主な意見について	5
3	税率の根拠について	6-7
4	用途の明確化	8

諮問

第22回(11月18日)

- ・琵琶湖森林づくり県民税の活用状況について
- ・制度概要について

第23回(1月16日)

- ・森林基本計画の方向性について
- ・前回の税制審議会での意見について

第24回(3月頃)

- ・県民税の方向性について
- ・森林審議会委員との意見交換
- ・森林基本計画【素案】について

第25回(5月頃)

- ・答申案について

答申

7月頃

※森林基本計画＝琵琶湖森林づくり基本計画
(琵琶湖森林づくり条例第9条に規定)

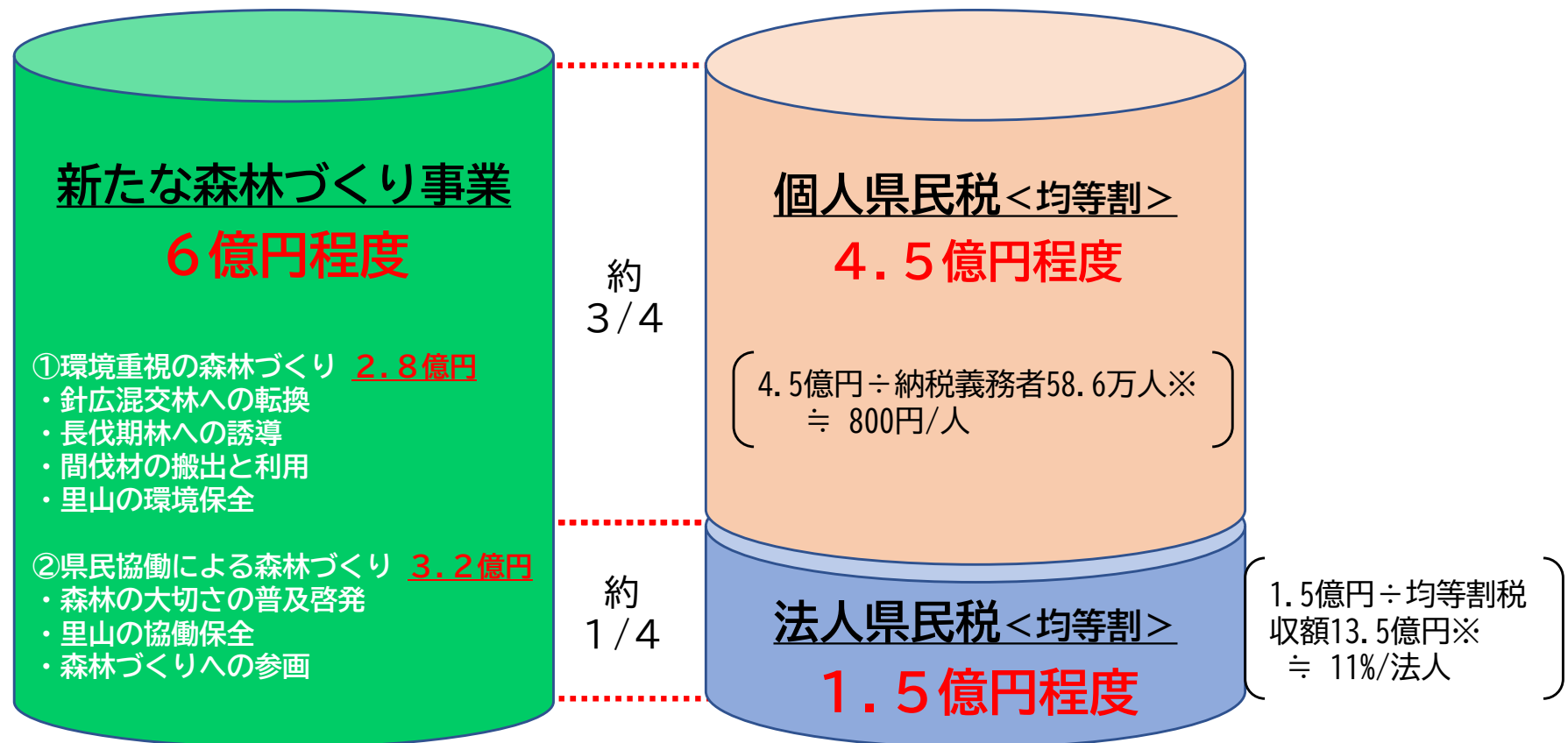
琵琶湖森林づくり県民税スケジュール(予定)

	令和6年度(2024年度)									令和7年度(2025年度)												令和8年度 (2026年度)
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
議会			● 9月定例会議		● 11月定例会議			● 2月定例会議			● 一斉常任		● 6月定例会議		● 9月定例会議		● 11月定例会議		● 2月定例会議			
森林審議会	点検評価		諮問		森林基本計画の 方向性・骨子案			森林基本計画素案①		森林基本計画素案②			答申	森林基本計画原案作成		森林基本計画原案公表	森林基本計画原案修正		森林基本計画決定			森林基本計画改定
								意見書提出								県民政策 コメント						
税制審議会					第22回		第23回	第24回		第25回		答申			議会説明		条例改正					税条例施行
		・諮問 ・現行制度説明 ・琵琶湖森林づくり 県民税の活用状況			・森林基本計画 の方向性			・森林基本計画素案説明 ・森林審議会委員との 意見交換 ・県民税の方向性		・答申案検討												

※森林基本計画＝琵琶湖森林づくり基本計画
(琵琶湖森林づくり条例第9条に規定)

項目	意見等	対応資料
(1) 評価	① 事業実施により、どのような効果が上がっているのか検証が必要。	資料3-1
	② 森林県民税が、森林基本計画で掲げてる目標にどのように貢献しているのか、また、その目標にどのくらい近づいているのか。	
(2) 用途	③ 森林施策全体の財源構成がどのように変化・推移しているのか。	資料3-2
	④ 事業内容やウェイト付けについて、どのようなプロセスで意思決定されてきたのか。	資料3-3
	⑤ 琵琶湖の環境保全や水質保全等に活用していくのも一案ではないか。	
	⑥ 「用途に関する基本方針」を実際に運用した結果は。	資料3-4
	⑦ 財源の整理が改めて必要であり、各財源が想定の役割分担を担っているか確認したうえで、今後の用途等を考える必要がある。	
	⑧ 県と市町の事業に重複があった場合の整理、関連する事業間の連携が必要ではないか。	
	⑨ 現行税率の設定根拠は。	資料2
(3) 税率	⑩ 議論にあたっては、今後の事業費の算定が必要。	第24回審議予定
	⑪ 議論にあたっては、事業費の推移や物価高等の影響を考慮することも必要。	資料3-5 第24回審議予定

- ・**新たな森林づくりの施策**に要する単年度の事業費が**6億円**程度と想定
- ・直近の県民税の個人分・法人分の**税收割合(3:1)**に応じて税收規模を按分
- ・均等割超過税率で6億円程度の税收を確保できるよう設定
 - ➡均等割超過税率:個人**800円**、法人**2,200円～88,000円**(標準税率の11%相当額)
- ・過去3回(①H22.11、②H28.9、③R2.11)の見直しにおいても税率の変更なし



※納税義務者数、法人均等割税収額はいずれも平成15年度実績

前回
(R2)
見直し時

- ・第2期森林基本計画を基に試算した**単年度当たり事業費**は、**7.2億円**程度
- ・現行の税率を維持した場合、今後の**基金積立額**は、**年7.1億円**程度
- ・事業費と基金積立額を均衡させるためには、税率を引き上げる必要があるが、
 - ①森林経営管理法の施行、森林環境税・譲与税の創設等、大きな制度改正の直後
 - ②基金残高の活用により、一定期間事業を維持することが可能などを踏まえ、**現行の税率を維持**

○ 県民税均等割超過課税は、使途が限定されない「普通税」であることから、使途の明確化を図り、県民の理解しやすい制度とするため、「基金」へ積立

基金

- ・既存事業と明確に区分するために新たな予算科目を設けることで、税收規模や事業実績が県民に分かりやすくなる。
- ・各年度の必要額を基金から取り崩し、それを特定財源として一般会計に計上するため、既存の事業と協働して行うことが容易になる。
- ・財源の年度間調整が可能となる。
- ・施策全体が同じ(一般)会計に網羅され通観できるため、県の森林事業全体も、県民に分かりやすく、理解されやすい。

